

日印間の事前確認制度（APA）/相互協議(MAP)を中心とした移転価格の現状と実務の紹介
～元インド歳入庁のSobhan Karと元国税庁の山川とのパネルディスカッション(日本語のサマリ付き)～

ウェビナー視聴中は、マイクを“Mute”にして頂けますと幸いです。また、ウェビナー中に、ウェビナーの内容に関連したご質問がある場合には、Q&Aチャットにてご質問を頂ければと存じます。可能な限りお答えできればと考えておりますが、対応できない場合には、別途ウェビナー終了後にご連絡をさせていただきます。

本ウェビナーの録画を後日アーカイブとして保存する予定にしております。本ウェビナーの一部を見逃した、又は、本ウェビナーの際中に、ネットワークの状態が不安定になるなどによって、お見苦しい状況になりましたら、アーカイブ版のご視聴も合わせてご検討頂けますと幸いです。

“All participants are on “mute” mode. If you have any content-related questions during the session, type in your queries in the ‘Q&A’ chat box on the screen. We will do our best to respond to your questions during the presentation, however if we are unable to do so, we will contact you separately after the webinar ends. The webinar is being recorded and the archive link will be made available post webinar. If you miss any part or face any technical difficulty, you can view the archive later.”

パネルのご紹介

Sobhan Karの経歴



Mr. Sobhan Kar
シニア・アドバイザー
移転価格

Sobhan Karは、Deloitte Indiaの移転価格部門のシニアアドバイザーとして現在勤務。事前価格合意（APA）および相互協議（MAP）案件を効果的かつ効率的に解決するためのアドバイスと戦略を提供。

Deloitte India入社以前は、21年以上インド歳入庁に勤務。2012年から2014年にかけては、インドにおけるAPAプログラムの立ち上げに尽力。CBDTのDirector (APA)としてインドの管轄当局チームの一員となり、北米やヨーロッパ諸国の管轄当局と様々な二国間APA申請や移転価格MAPケースについて交渉。また、多数の一方的なAPA申請の最終決定を行った。

2014年から2020年まで、OECDの第6作業部会の事務局、およびOECDのFTA MAPフォーラムのインド代表を務める。

Sobhanはインドの開発センターとITセクターの税制を見直すために設立されたランガチャリー委員会を支援。本委員会は、インドのIT企業が直面する税務上の争いを克服するための方策を提言するために、2013年7月にインド首相によって設立されたものである。2005年から2008年まで、インド政府の租税政策・立法（TPL-II）部門の一員として、インドの所得税法におけるさまざまな法改正を起草及びCBDTの税務政策部門に設置された直接税法法案起草委員会の一員も担う。本委員会は、2010年8月に国会に提出された法案を記録的な速さで起草。

政治学（国際関係論）、経済学（優等学位）、大学院修了。

山川 博樹の経歴



山川 博樹
パートナー・税理士
移転価格

グローバルタックスコントラバーシチーム・ジャパンリーダー，経団連21世紀政策研究所国際租税研究会メンバー，日本機械輸出組国際税務研究会委員。調査対応、争訟対応、相互協議、事前確認、国際プランニング等のサービスに従事。慶応義塾大学経済学部卒業後，国税庁入庁。ハーバードロースクール国際租税講座修了。米国コロンビア大学国際公共政策大学院・ビジネススクール日本経済研究所客員研究員。

国税庁調査査察部調査課長を退官後、2014年9月に入社。在任中，東京国税局国際情報課長，国税庁国際調査管理官，および国税庁相互協議室長等の国際課税の要職の他，東京国税局査察部次長，東京国税局調査第二部長，国税庁審理室長，および法務省司法法制部審査監督課長等を歴任。著書として，「移転価格対応と国際税務ガバナンス」（中央経済社2017年）、「月刊国際税務別冊Vol 34. 2014. 1 大規模法人の国際課税の課題」「移転価格税制」（税務研究会2007年），「我が国における移転価格税制の執行」（税務研究会1996年）の他，共著書多数。また，日本経済新聞社，ACCJ・EBC，ニューヨーク大学ロースクール等が主催するものも含め，基調講演・スピーカーの経験多数。

本Webinarの構成

本Webinarの構成

- 本Webinarは全体を2部で構成しております。

- **第一部：約15分**
 - **インドの移転価格税制について**
 - 移転価格税制の執行状況や相互協議（MAP）・事前確認（APA）等の簡単なお説明

- **第二部：約70分**
 - **パネルディスカッション**
 1. インドの移転価格税制の執行状況
 2. インドにおける相互協議（MAP）・事前確認（APA）の状況
 3. インドの移転価格に関する固有の論点

 - 第二部では、Sobhanからは英語でコメントをさせて頂き、日本語のサマリーをスライドに提示させて頂きます。より詳細な内容の日本語訳は、後日準備させて頂く予定にしております。

Abbreviations

- 本Webinarの中で頻繁に出てくる用語について以下に簡単に説明させていただきます。
 - APA - Advance Pricing Agreement/Arrangement : 事前確認→移転価格に関する税務当局との間の事前の合意
 - UAPA - Unilateral Advance Pricing Agreement/Arrangement : 納税者と1か国の政府との間の事前確認
 - BAPA (バパ) - Bilateral Advance Pricing Agreement/Arrangement : 納税者と2か国の政府との間の事前確認
 - MAP (マップ) - Mutual Agreement Procedure : 相互協議→税務当局間の交渉
 - AMP - Advertisement, Marketing and Promotion : 広告・宣伝費、マーケティング費用
 - PE (ピーイー) - Permanent Establishment : 恒久的施設
 - CA (シーイー) - Competent Authority : 権限ある当局→税務当局において上記のMAPを交渉を行う部署

第一部：

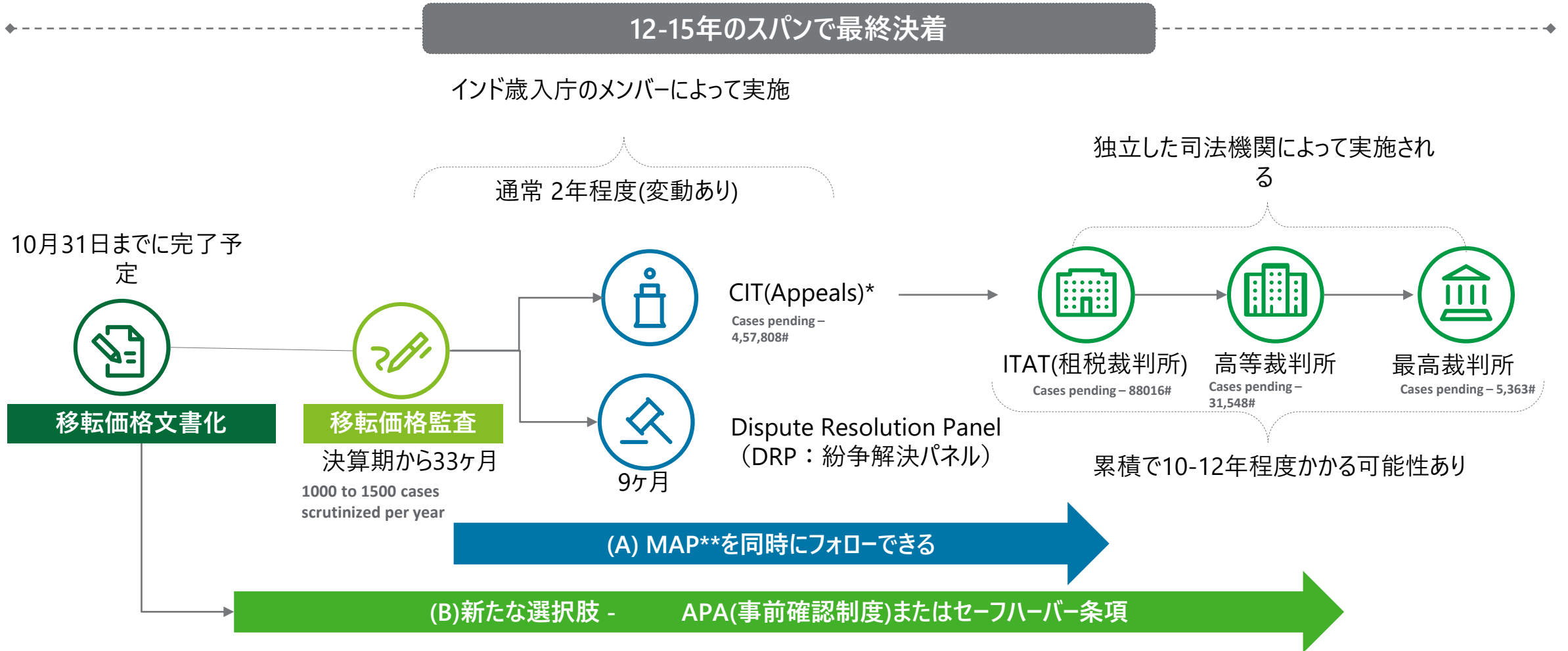
インドの移転価格税制について

－主に執行状況や相互協議・事前確認等を中心に

インドの移転価格税制

インド訴訟の状況

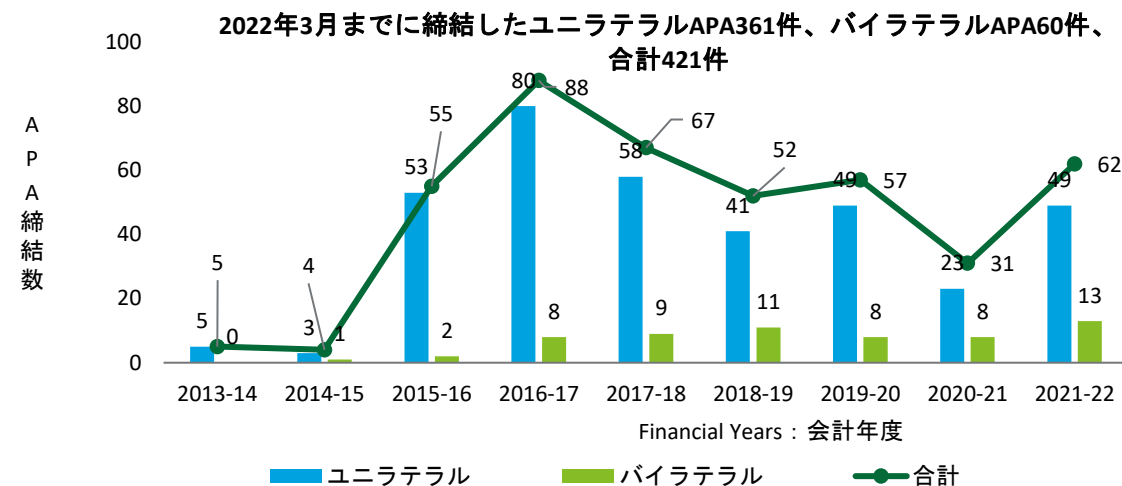
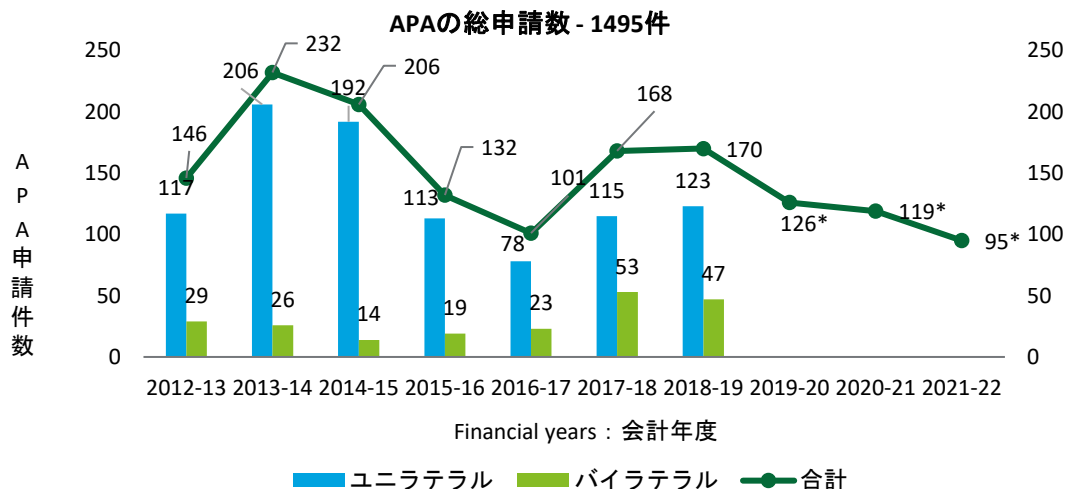
時間軸と新たな選択肢



* CIT (Appeals) : Commissioner of Income Tax (Appeals) : 所得税の審議官(異議申し立て)

** MAP - Mutual Agreement Procedure : 相互協議手続き

インド 移転価格に関する論争 これまでの変遷



2020年までのMAPハイライト

- 9% of MAP cases pending with Japan
- 2015年以降に提訴されたMAP案件の平均r締結期間は約30ヶ月。一方、2015年以前に提訴されたケースでは約87ヶ月である。

2020年までの会計年度で解決したMAP案件

インドは2014年4月から2020年12月までに約790件のMAPを解決済

MAPケースの種類	2020年1月1日現在	2020年申請	2020年締結	2020年12月31日現在
TPケース	785	88	164	709
その他の条約事例	162	20	18	164
合計	947	108	182	873

2015年以降の案件のMAP進捗状況。

- TPケースの48%が国内救済措置で解決
- 二重課税の完全撤廃で38%。
- 二重課税の一部撤廃により3%。
- 7%は納税者によって取り下げ。
- 4%は租税条約に基づくものではない。

出所: * ユニラテラルAPAとバイラテラルAPAの申請区分は不明。
インドにおけるAPAプログラムに関する年次報告書 FY2018-19、およびCBDTによるプレスリリース発行

出所: 財務省 2020-21年度財務省年次報告書127頁による。OECDがインドの2020年MAP統計を発表

インドにおけるMAP規制の改正

MAPの申請期限

- 一般的にインドの租税条約の多くは、二重課税の原因となる通知の日から3年間、居住国でのMAP申請期間を定めている。インド管轄当局(CA)に提出する通知については、その期限は定められていない。

MAPアプリケーション

- インドでの申請：納税者が他国の税務当局の対応に不満がある場合、インドでMAP申請を行うことが可能。
- インド国外での申請：MAP申請書のコピーをインドで提出する必要がある。インド当局は他国の管轄当局からリファレンスを受け、MAPケースを受理するか否かを判断。

情報・資料へのアクセス

- インドのCAは、租税条約に従わない事実やアクションを理解するために、書類を要求し、所得税当局、納税者またはその正式な代理人と話し合いを持つことが可能。

ROIに制限された解像度

- インドのCAの行為が租税条約に従っていない場合、MAPは、インドでの所得税申告で報告された課税所得の減少や課税損失の増加をもたらさない範囲でのみ救済がされる。

交渉

- 当局は交渉を開始し、友好的な解決を試みる。
- 当局は、交渉の過程で遵守する一定の手続き/ガイドラインを設定することが可能。

MAP解決までのスケジュール

- インドの所轄官庁は、平均24ヶ月以内に解決するよう努力するものとする。

MAP決議の実施

- MAP決議は納税者に通知され、納税者は通知の受領後30日以内に、訴えの取り下げを証明する書類を添えて受諾/拒否する必要がある。
- 当局は、受理されたMAP解決策をPr.CCITまたはCCITに送る。
- AOは、MAP決議を受け取った月の末日から1ヶ月以内に、MAP決議に基づく修正アセスメントオーダーを出す必要がある。
- 納税者は税金を納め、AOに証拠を提出する必要がある。AOは税務署が提出した上訴を取り下げることになる。

インドにおけるAPAの導入

2012年7月1日よりAPA制度が導入された。

APAの種類

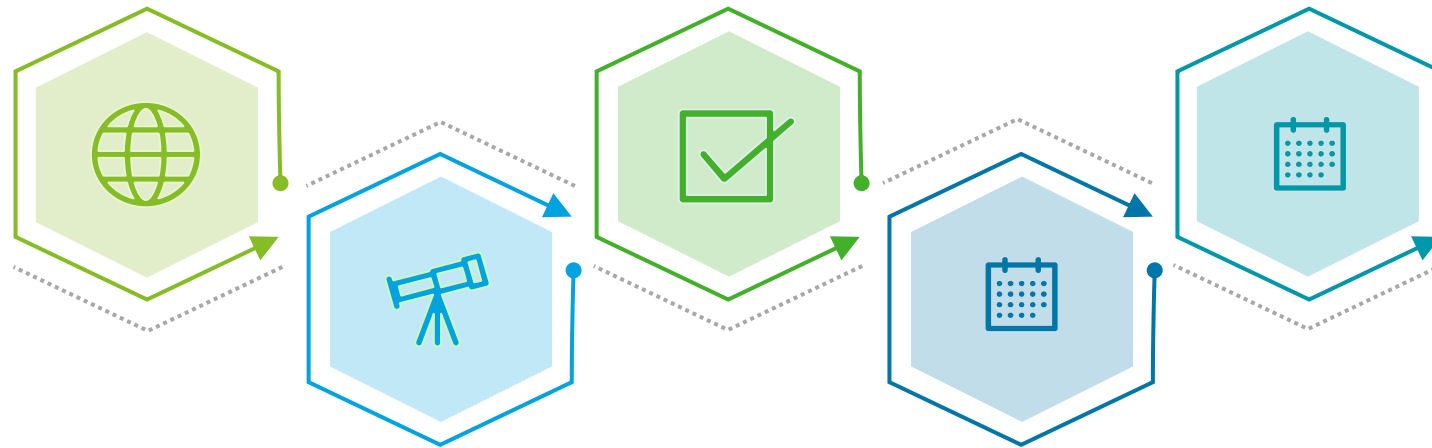
ユニラテラル、バイラテラル、
多国間のAPAを提出する
ことができる。

APA年数とロールバック年数

APAは最大5年間（前倒し）、ロ
ールバックは通常、アドバンスAPA
年の前の4年間のブロックに対して
許可される。

適用時期：新規取引の場合

新規取引の場合は、当該取
引開始前にAPA申請を行う
必要がある。



オプションの事前相談

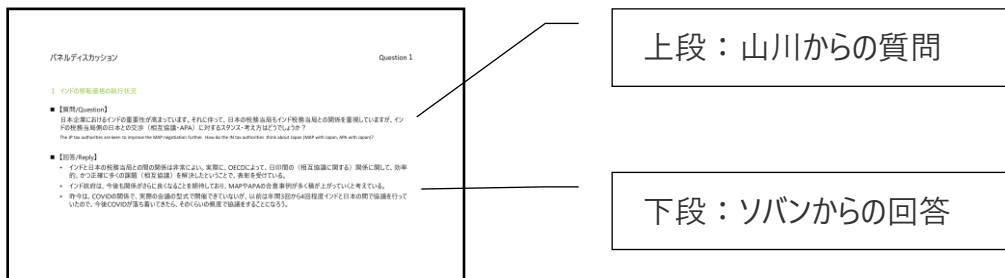
出願前の任意相談が規定され
た。事前相談は、「無記名：匿
名」でも可能。

申請時期-既存取引の場合

継続取引の場合、APAの申請は前倒し
年度に属する会計年度の初日までに行う
必要がある（例：APA年度がFY2019-
20年度～FY2023-24の場合、2019年3
月31日までに申請する必要がある）。

パネルディスカッション

- このセッションでは、デロイトインドのSobhanと、デロイトトーマツ税理士法人の山川がインドの移転価格の制度・実務面についてディスカッションをさせていただきます。
- パネルディスカッションのトピックスの構成
 1. インドの移転価格税制の執行状況
 2. インドにおける相互協議（MAP）・APAの状況
 3. インドの移転価格に関する固有の論点
- Sobhanからは、英語でコメントをさせて頂き、日本語のサマリーをスクリーンに提示させていただきます。より詳細な内容の日本語訳は、後日準備させて頂く予定にしております。



1 インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

日本企業におけるインドの重要性が高まっています。それに伴って、日本の税務当局もインド税務当局との関係を重視していますが、インドの税務当局側の日本との交渉（相互協議・APA）に対するスタンス・考え方はどうでしょうか？

The JP tax authorities are keen to improve the MAP negotiation further. How do the IN tax authorities think about Japan (MAP with Japan, APA with Japan)?

■ 【回答/Reply】

- インドと日本の税務当局との間の関係は非常によい。実際に、OECDによって、日印間の（相互協議に関する）関係に関して、効率的、かつ正確に多くの課題（相互協議）を解決したということで、表彰を受けている。
- インド政府は、今後も関係がさらに良くなることを期待しており、MAPやAPAの合意事例が多く積み上がっていくと考えている。
- 昨今は、COVIDの関係で、実際の会議の型式で開催できていないが、以前は年間3回から4回程度インドと日本の間で協議を行っていたので、今後COVIDが落ち着いてきたら、そのくらいの頻度で協議をすることになるろう。

1. インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

インドにおいては、地方によって移転価格の執行状況に違いはありますか？

Do the enforcement situation in India vary significantly by region?

■ 【回答/Reply】

- インドの移転価格税制は国税であり、インド全体を対象としており、全ての移転価格関連の事項の基礎となっている。従って、法的な面で、特に地方による差異はない。インドの歳入庁のCBDT（Central Board of Direct Tax）の下でIncome Tax Departmentが移転価格税制の運営を管理している。
- しかしながら、インドでは、国中に移転価格調査官が配置されていることから、現実として調査官ごとに経験の差異があったりするため、運用において地域によって差があるケースがある。ただ、この差異は、法令の差異や地方政府の運用の差異によるものではなく、調査官個人の理解や解釈によるもの。
- インド政府としては、執行に関して、地域差が生じないように各種の努力をしている。

1. インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

インドの税務当局は、日本企業の進出形態を(米国系との比較でも結構ですが)、一般的にどう評価され、どのような調査、課税がなされるでしょうか。また、移転価格調査対応の要諦はなんでしょうか。

How do the Indian tax authorities view the JP companies? Does the difference in business type have any impact on the way the Indian tax authorities view the JP companies and the way they conduct TP audit on JP companies? What are the key factors for the taxpayers to deal with the TP audit? What are the key factors for the taxpayers to successfully deal with the transfer pricing audit?

■ 【回答/Reply】

- インドの税務当局は、日系企業だからと言って特別な見方をしておらず、日系・欧米系に限らず移転価格税制の対象としている。
- ただ、日系企業のインドビジネスの特徴として、製造を行っているケースが多い一方で、欧米の企業ではサービスプロバイダーが多い傾向がある。その意味で、日系企業に対する移転価格調査と欧米系の企業に対する移転価格調査は、異なると言えるかもしれない。
- また、日系企業で特徴的な点としては、総合商社の存在である。かつて、移転価格調査官は、総合商社のビジネスの特徴を理解できず、巨額の移転価格課税を行った。そういった状況を2012年に導入されたBAPAが救ったと言え、実際に最初のBAPAは、日系の総合商社であり、その後も多くの総合商社がBAPAを締結した。
- 移転価格調査対応の要諦としては、基本的な点ではあるが、企業は次の2つの点の対応をすべきである。①（全世界共通の）グローバルの移転価格ポリシーと、②（適切に準備された）移転価格文書（ローカルファイル）を準備しておくことで、（少なくとも国内救済を求めるレベルでの）有効な主張のベースとすることができる。

1. インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

赤字の製造業をどうみるでしょうか。特にコロナ禍の影響をどのように評価するでしょうか。また、進出時、工場の再稼働時、モデルチェンジ時などのスタートアップへの考慮はありますか。さらに、少し視点は異なりますが、昨今の中国のような、企業情報をシステムで管理し、LFの品質の格付けを行ったり、当局から見たリスクプロファイルに基づいて調査選定を行う。このような行政的手法がとられることはあるでしょうか。

How do the Indian tax authorities view the business with loss Do the tax authorities consider the start up loss when they evaluate the TP? How about the loss due to COVID? Also in other countries such as China, the tax authorities gather information and data and store it in central server. They use such information and data to evaluate the risk profile of the taxpayers, give compliance level ratings, and to select the audit target companies. Do the IN tax authorities also take similar administrative approach?

■ 【回答/Reply】

- インドの税務当局は、従前から赤字企業を厳しく見て移転価格課税を行っており、この点は、その要因がスタートアップであっても同様。
- COVIDの影響については、特に政府としての方針は出ていない。ただ、運用面では、機能・リスクに基づいた執行を行っており、リスクが低いサービスプロバイダー等はCOVIDの影響による低利益・赤字は認められにくい、市場リスクを取っているビジネスなどについては、一定の配慮をしていると聞く。また、APAを申請している場合には、分析・検討の際に、COVIDの影響を勘案していると聞いている。
- 移転価格管理については、インド政府においても、調査の対象を選定するシステムを有しており、財務データや移転価格関連の資料の内容に基づき、一定の基準を満たした企業が税務調査の対象として選定されるリスクプロファイリングの役割を果たしている。
- 中国と異なる点としては、インドでは、リスクプロファイリングの結果は、移転価格調査の対象とするかどうかの判断であり、自主的な修正申告を促すようなシステムにはなっていない点がある。

1. インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

インドはセーフハーバーがございまして、きめ細やかに比較的高いコストマークアップ率が規定されています。欧米企業も含めまして、活用の現状はどうでしょうか。また、どんなところに活用価値があるとお考えでしょうか。

What are the value of the safe harbor regime for the taxpayers? Do MNEs utilize such safe harbor regime?

■ 【回答/Reply】

- インドのセーフハーバーは、APAとほぼ同じ時期に導入され、積極的な活用が期待されたが、現実的にはあまりうまく機能していない。
- その背景としては、セーフハーバーで規定されている利益率（マークアップ率）が高いことが挙げられる。この点について、後年に、利益率が引き下げられたが、その引き下げられた利益率であっても、高い水準にあると考えられ、セーフハーバールールはうまく活用されているとは言い難い。
- また、セーフハーバーの適用期間についても使い難さがある。セーフハーバーは、導入当初は5年の期間について1回の申請で適用を受けられたが、法令が改正されて現在では、毎年更新する必要がある等、使い勝手が良くない面がある。

1. インドの移転価格の執行状況

■ 【質問/Question】

インドでは、親会社に法人税の申告を求められることがあると聞きます。PE認定ではないと理解しています。これはどんな根拠とロジックにもとつくものでしょうか。また、欧米企業も含めて実際どの程度申告されているものでしょうか。

We understand that the foreign HQs are required to file corporation tax return with IN tax authorities in some cases. This is not because PE of the HQ exists in India. What is the logic behind this requirement and do the companies actually follow such requirement?

■ 【回答/Reply】

- 海外の親会社が、インドにPEを有する場合には、法人税の申告義務があるが、それ以外では、インドで法人税の申告をしなければいけない義務は無い。
- 海外の親会社が、インドの子会社等から対価の支払いを受けているような場合で、たとえば、インドで源泉税が間違っって課税されている等の場合には、その親会社が申告を通じて還付申請を行うことになる。仮に、そのような理由が無い場合には、申告を行う必要はなく、源泉税が納付された時点で、税額が確定することになる。
- 一方で、問題点としては、移転価格税制に関する法令では、ロイヤルティ等の支払いがある場合には、受け手の企業（この場合は日本の親会社）が、監査済み財務諸表や申告書を提出しなければならないとしている。
- つまり、法人税と移転価格税制の間で、その要請内容に差があると言える状況にある。これらの差異は、インド政府に対して指摘がなされており、今後これらの差異について、法令の修正を含めて、何等かの対応が行われることが期待されている。

2. インドにおけるAPA・相互協議の状況

■ 【質問/Question】

日本の税務当局担当者は、インドにおいて協議前事前審査に時間がかかる事案があるといいます。ここは、どうみられますか。

The JP tax authorities think that it often takes time for IN tax authorities to complete the due diligence of the cases before MAP negotiation. Is this so? What are the factors causing such prolonged preparation phase?

■ 【回答/Reply】

- おっしゃる通り、インドの税務当局の相互協議・APAの準備には時間が掛かっている。
- その背景としては、申請されているMAP・APAの件数が非常に多いことと、税務当局におけるマンパワーの不足がある。日本との相互協議の担当は、合計4名（主担当1名＋サポート3名）であり、移転価格を含めたすべての協議案件に対応している。
- 近年、インドの相互協議案件の平均的な所要時間は短くなってきているが、まだOECDにおいて掲げられている、相互協議事案についての24か月で解決するという目標期間には達していない。
- この目標を達成するためには、インド政府は担当者の数を増やす等の対応が必要と考える。

2. インドにおけるAPA・相互協議の状況

• 【質問/Question】

インドでは、APA進行中に調査が入ります。ここでの調査はどういう位置付けと整理されてますでしょうか。普通の移転価格調査とは違うものでしょうか。どれくらいの頻度で入りますでしょうか。調査が入ってもAPAをやるメリットはなんでしょうか。この調査では、APAで提出した資料が使用されてしまうのでしょうか。

Even if the taxpayers file APA applications, the Indian tax authorities may still initiate the transfer pricing audits and make assessment. Is there any difference between the audit/assessment cases with APA application filed and these without APA application? How often do the tax authorities make assessment when the taxpayers file the APA application? What are the merits of filing the APAs, if APA filing cannot deter the Indian tax authorities from initiating the TP audits? Is there firewall between the APA review process and TP audit process?

• 【回答/Reply】

- 指摘の通り、インドでは、仮にAPAを申請しても、税務調査を受けることがあり、場合によっては移転価格課税を受ける可能性がある
- では、APA申請を行うメリットは何か？という点については、APAが申請され合意に至った場合、その合意された水準が、移転価格調査の結果を上書きする点にある。（例えば、納税者の当初の申告所得が100、税務調査官の更正所得が200のケースの場合で、APAにおいて120で合意された場合には、納税者は120で修正申告すれば良い）
- また、APAでの提出資料等が税務調査において使用されるか、という点については、インドの法令上使用を禁止する規定は無い。ただ、運用面では、インド税務当局のAPAの審査チームと、移転価格調査チームは、守秘性の重要性を理解しており、非常に厳格な情報管理を行っていることから、これらのチーム間で情報の交換等が行われることは無い

2. インドにおけるAPA・相互協議の状況

■ 【質問/Question】

インドでは、レンジのメディアンが下限という問題はないとの理解ですが、正しいでしょうか。累積年度検証合意は可能でしょうか。また、TNMMの実行のために変動ロイヤルティは認められますでしょうか。

In other countries such as China, the median is considered as the deemed floor of the range. The tax authorities do not practically accept the profit margin below median even if the actual margin is above lower quartile. In India, the situation is different and the tax authorities accept the range concept. Am I correct? How about cumulative year testing? Also is variable royalty acceptable when it is used as a mean to achieve targeted margin under TNMM method?

■ 【回答/Reply】

- インドでは、中国のように実質的にレンジの中央値が下限値の役割を果たすような慣行は無い。レンジ内であれば、移転価格の調整を受けることは無い。ただ、レンジの考え方として、多くの国では、四分位と言われる25%と75%のレンジの考え方を採用しているが、インドでは、この数値が35%と65%となっている。
- インドでは、調査のAPAのいずれのケースであっても、単年度検証が基本とされており、法令上でも複数年を想定している規定は無い。
- ロイヤルティは、移転価格上の難しい論点として、頻繁に争われている。変動ロイヤルティについて、移転価格調査で受け入れられたケースは無いが、APAの場合には、英国との間で受け入れられたケースがある。
- 従って、APAの下では、インド子会社の業績が好調な場合で、インド子会社に適切な利益を残す限りにおいては、変動ロイヤルティを通じて柔軟に利益を回収する仕組みを作ることは可能と考える。

2. インドにおけるAPA・相互協議の状況

■ 【質問/Question】

インド子会社を検証する移転価格課税にあつて、例えば、日本からと輸入取引とシンガポールからの輸入取引が並行する場合があります。相互協議では、日本との取引のみしか協議の対象とされません。更正で、日本との取引をspecifyしてもらう方策はありますか。それ以外の取引に係る課税を取消訴訟で扱う効率的な方策はありますか。

There are some IN subsidiaries of JP companies who have transactions with both JP and other countries such as Singapore. The Singapore entity is often pass-through entity and does not earn much margin from related transactions. If the transfer pricing assessment is made to such IN companies based on company wide TNMM type approach, some of the difficulties that the JP companies face when taking the case to MAP is that the JP tax authorities would only accept the MAP for the transactions between IN and JP. Is there any way for the taxpayers to ask IN tax authorities to identify the subject transactions by taking the fact that the Singapore transactions are pass through transactions into consideration? Also is there any effective approach for the taxpayers to solve the non-JP transactions that is not covered under the IN-JP MAP with domestic relief procedures?

■ 【回答/Reply】

- 日本の税務当局が、シンガポール取引についても日印間相互協議の対象として受け入れてくれる場合には、ここでの問題は解決する。
- しかしながら、シンガポール取引を日印相互協議で扱うことについて、日本のみならずインドの税務当局も認めないことが想定される。
- 取りうる選択肢としては、①シンガポール取引（対日取引と同様の取引の前提）について国内救済手段に訴えるが、その際に日印間協議の合意内容を示したうえで、同じ考え方に基づいた解決を依頼、②シンガポールとの間で相互協議を行う、の2つが考えられる。
- 選択肢①については、過去の多くのケースで、少なくともITAT（租税裁判所）レベルでは、相互協議の合意結果と同じ判断をしてくれるケースは少なくない。

3. インドの移転価格に関する固有の論点

■ 【質問/Question】

訴訟と相互協議の究極の選択の問題です。一つを選ぶ絶対的な尺度はなく、双方活用の戦略が基本かと承知しています。それが実態かと思いますが、こういう場合には、MAP優先、MAPに重きを置いてよいというような考え方がありましたら、ご教示いただけますか。

Many Japanese companies are getting TP assessment in India and such companies are seeking double tax relief by both seeking domestic relief and filing MAP applications. Both domestic relief and MAP application have advantage and disadvantage and there is no clear criteria that would decide one method is better than the other. That said, since this issue is one of the most frequent but difficult choice for the taxpayers, we would like to ask your comments on the cases where the domestic relief would work better and these where MAP would work better.

■ 【回答/Reply】

- 訴訟と相互協議は、それぞれメリット・デメリットがあることから、難しい選択となる。
- ただ、過去の経験から、PE課税を受けた場合には訴訟が有効的と考えている。PE課税について、相互協議に持って行くこともできるが、インドの税務当局は、PEが存在しないということを、相手国側の税務当局に認めたことは無い。一方で、訴訟の場合には、納税者が勝っているケースは少なくない。
- 訴訟のデメリットとしては、最終的な決着まで10年近い時間を必要とする点であり、相互協議の場合の長くて3年程度と比べて圧倒的に長い点が挙げられる。
- 従って、ソバンの推奨としては、PE課税のケース（特に、PEの存在の有無が問題となっているケース）の場合には、訴訟を選択するのが良いと考える一方で、その他のケースについては、相互協議を選択するのが望ましいと考える。

3. インドの移転価格に関する固有の論点

■ 【質問/Question】

日本の税務当局は、PE課税を協議で議論した経験はありますが、現下合意は困難として俎上に上げない実務です。PEの有無については、訴訟でもMAPでも難しいですが、欧米企業の中には少数ですが、所得水準、所得のアロケーションのみを合意した例があると聞いています。その後も調査でPE認定する実務であるようですが、どういうメリットがあって、日本企業への示唆は何になりますか。

Some EU companies took the PE cases to the MAP and were able to get some settlement. Such cases are rare but the approach were, based on my understanding, an agreement on the amount of profit and allocation of such but not existence of PE itself. We also heard that even if MAP is filed, the TP auditor would likely come again in the following years and make similar assessments. If so, how would MAP give relief in case of PE assessment? What are the benefit of seeking relief through MAP rather than domestic relief?

■ 【回答/Reply】

- PEのケースを相互協議で解決することは容易ではなく、特にPEの存在の有無が主な争点となっている場合には、特にその傾向が強くみられる。
- ただ、インドと英国・米国との間では、少し変わった解決方法を採用しているケースもある。具体的には、相手国との間の相互協議では、PEの存在有無について合意せず、インドへの追加の所得配分だけを合意する方法である。
- この方法によると、PEの存在の有無について、インドと相手国の税務当局と間で合意しないことから、税務調査で毎年PE課税を受けられる可能性が高い。一方で、所得配分については合意することになるので、その観点での不確実性は減らせることができる。

3. インドの移転価格に関する固有の論点

■ 【質問/Question】

AMP課税について、最高裁の判決が間もなく出ると聞いてます。いつ頃でしょうか？また、どのような判決が見込まれてますでしょうか？AMP課税について、欧米企業も日本企業も多くのケースで問題になっています。日本企業は対象取引を国際取引と認めてMAPとすることに躊躇していますが、欧米企業の中には、いわば実利をとって国際取引の認定をし、相互協議を申請しているケースもあると聞いてます。欧米企業の意図はなんで、日本企業は日印協議への示唆はありますか？

When do you expect the supreme court decision on AMP expense cases will come out? And what is the expectation of the result? Many JP and EU/US companies have AMP assessment cases. JP companies are reluctant to admit AMP as international transactions and for this reason do not file MAP. However there said to exist some US/EU companies that place emphasis on reaching solution rather than strict interpretation of the nature of the transactions and take the cases to the MAP by accepting the AMP as being international transactions. We are interested in what are the objective of such US/EU companies and any advices to JP companies that can learn from such cases.

■ 【回答/Reply】

- AMP課税は、多くの企業が課税を受けており、訴訟の事例も多い。現在、これらの事例は最高裁のレベルにあり、間もなく判決が出ると見込まれているが、この判決では、納税者の主張が支持されると期待されている。仮に、納税者勝訴（つまりAMP費用は、国際間取引ではないという判定）となった場合には、今後、AMP課税が無くなると予想されている。
- また、AMP課税について、日系企業はAMPを国際取引と認めていないが、一部の欧米企業では、国際取引と認めた上で、相互協議またはAPAを通じて解決を図っているケースもある。
- ここでのポイントは、AMP費用を国際取引と認めることであるが、インド以外の税務当局は、国際取引だと考えておらず、また、企業の側でも、これらの取引を国際取引と認めることは、ハードルが高いと考えられる。

- 90分という長い時間、最後までご視聴頂きありがとうございました。
- デロイトでは、多くの実務経験を有するソバン、山川をはじめとした多くの専門家が揃っており、また、具体的な事例も豊富に積み重ねてきておりますので、何か、皆様の方で疑問や困りごとが生じた際には、遠慮なくデロイトにコンタクト頂ければと思います。
- 最後に、皆様へのお願いとしては、この画面の後に、アンケート画面がでてきますので、そちらにお答え頂けると幸いです。お手数をお掛けしますが、よろしくお願い致します。

Deloitte India & Japan 移転価格及び日系企業サービスチーム

インド移転価格専門家チーム (デロイト インド事務所)



Sobhan Kar
Senior Advisor

日系企業サービス担当者 (デロイト インド事務所)



庄子 雄基 / Yuki Shoji
Manager

日本移転価格専門家チーム (デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所)



山川 博樹 / Hiroki Yamakawa
Partner



河瀬 哲弥 / Tetsuya Kawase
Partner



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

This material is prepared by Deloitte Touche Tohmatsu India LLP (DTTILLP). This material (including any information contained in it) is intended to provide general information on a particular subject(s) and is not an exhaustive treatment of such subject(s) or a substitute to obtaining professional services or advice. This material may contain information sourced from publicly available information or other third party sources. DTTILLP does not independently verify any such sources and is not responsible for any loss whatsoever caused due to reliance placed on information sourced from such sources. None of DTTILLP, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this material, rendering any kind of investment, legal or other professional advice or services. You should seek specific advice of the relevant professional(s) for these kind of services. This material or information is not intended to be relied upon as the sole basis for any decision which may affect you or your business. Before making any decision or taking any action that might affect your personal finances or business, you should consult a qualified professional adviser.

No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person or entity by reason of access to, use of or reliance on, this material. By using this material or any information contained in it, the user accepts this entire notice and terms of use.